



飲食店等の皆様へ



平成28年12月22日発生 新潟県糸魚川市大規模火災を受けて

小規模飲食店に関わる

消防法令が改正されました。



料理店・飲食店等（消防施行令別表第1（3）項）

に消火器の設置が義務化されます。

改正法令施行期日 平成31年10月1日

設置までの期限は平成31年9月30日まで！

お問い合わせは！

菊池広域連合消防本部 予防課 指導係 ☎ 096-232-9334

- 菊池広域連合南消防署 消防係 ☎ 096-232-9331
- 菊池広域連合北消防署 消防係 ☎ 0968-25-3053
- 菊池広域連合西消防署 消防係 ☎ 096-242-1115
- 菊池広域連合泉ヶ丘消防署 消防係 ☎ 096-248-4731